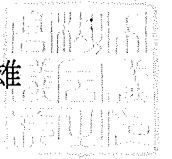


高議第659号
令和5年1月10日

会派共用費届出公表書

高槻市議会議長 山口重雄



高槻市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第2項の規定に基づき、同条例施行規則第5条第2項の規定により会派共用費の変更の届出があったので、同条例施行規則第6条の規定に基づき、下記のとおり公表する。

記

会派名	会派構成員数	議員1人当たりから徴収する月額	会派として徴収する年度の合計額
公明党議員団	8人	(令和4年4月～12月) 30,000円	2,790,000円
	7人	(令和5年1月～3月) 30,000円	

以上